市営分銅町・末広町住宅整備事業

平成30年8月3日入札公告における 「入札説明書等に関する質問回答の公表(平成30年8月24日公表)」 に関する本入札公告での考え方について

平成30年11月9日 西宮市

市営分銅町・末広町住宅整備事業 平成30年8月3日入札公告における「入札説明書等に関する質問回答の公表(平成30年8月24日公表)」 に関する本入札公告での考え方について

1. 入札説明書に関する質問回答

· <u>· / \</u>	TUH	ם נייט												
No	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時における質問内 容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方					
1	3	第2	1	(7)	ア	調査業務		別添資料④-2「既存住宅等仕上表」に記載のとおり、空家改修にてCF(クッションフロア)シート張に改修している住戸があります。それらを分別される場合は、個別にアスベスト調査が必要になる可能性があります。						
2	6	第3	2			募集及び選 定のスケ ジュール		個別対話の実施に先立ち、入札参加者が個別対話に関する提出書類を作成する期間を見込む必要があることから、原案のスケジュールのとおりとします。						
3	22	第3	5			入札参加に 関する条件 等		前段:平成30年度の資格者名簿への審査申請については、受付は終了しており、年度途中での随時受付は行っていません。 後段:ご理解のとおり、参加グループの組成にあたっては、すでに資格者名簿に登録されている企業の中から組成してください。						

市営分銅町・末広町住宅整備事業 平成30年8月3日入札公告における「入札説明書等に関する質問回答の公表(平成30年8月24日公表)」 に関する本入札公告での考え方について

<u> </u>	ハハハー	き昔し	大リフ	の耳	H F						
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
2	本編		4	第2	2					週休2日を想定していますが、事業者の提案によるものとします。	有効です。
3	本編		16	第3	2	(5)	オ	その他施設	すが、太陽光パネル付ポール灯なども	な太陽光発電設備は設けないことを想 定したものですが、要求水準書 P13 第 3 1 施設整備の基本方針(3) イ のとお	能です。」): 有効です。 後段(「なお、 ~」): 要求水準書を修正済みです。
4	本編		16	第3	3	(4)	ア		周辺家屋調査に関して、貴市が想定されている範囲をご教示ください。	概ね敷地境界から15mを基本とし、周辺の状況を考慮し範囲を想定していますが、影響範囲について、事業者の責任により実施してください。	有効です。
5	本編		17	第3	3	(5)	イ		層材及び外壁に使用されているモルタル材には含有無しとのことですが、受注後、改めて調査をする形でしょうか。 それとも無しとして見積りを行う形で良いでしょうか。また屋上の天井裏は吹	前段:大気汚染防止法等において、調査は受注者の責務として規定されているので、貸出資料⑥「アスベスト含有材使用状況調査結果」の使用可否や追加調査の要否の判断は事業者で行ってください。なお、調査費用については、事業者の負担とします。 後段:最上階の住戸の天井裏に吹付アスベスト(レベル1)はありません。	
6	本編		17	第3	3	(7)	ア		済でしょうか。結果があれば頂きたいです。無い場合、工事に伴い搬出土壌用の土壌調査を実施します。地歴上問題なくとも、CSR上、残土受入先から土壌の調査結果を求められ、また万が一自然由来でも汚染があった場合、適切に	書(案)第14条第5項に記載のとおり、 市は事業者に発生した追加費用につき 合理的な範囲で負担します。また契約 期間の変更についても事業契約書 (案)第14条第9項に記載のとおり、市 は、代表企業と協議の上、速やかに同 日程を変更します。	
7	本編		18	第3	4	(5)	ゥ			提出する設計図書の内容に応じて適 宜判断します。	有効です。

Z <u>. 安</u> .	水小△	書	判 9	る貝	间上	<u> </u> 日合	'				
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
8	本編		19	第3	5	(1)	イ		いう記載の為、金額積算の為、既存建物の杭、基礎に関する資料について開示をお願いします。また杭に関する図面等が無い場合でも工事中に発見され	④-1-B及び別添資料④-1-Fに記載のとおり想定しています。基礎については資料はありません。 後段:要求水準書P19ウに記載のとおり、別添資料④-1-B及び別添資料④-	
9	本編		20	第3	5	(3)	ゥ		い石綿に関しては全て入札金額に含まれる"とあるが、互いに予見できないも		有効です。
10	本編		21	第3	6	(1)	ア		"事業者は工事期間中に新設する昇降機を仮使用してはいけない"とあるが、楊重計画・小運搬の観点から階段のみの使用では施工性が不利となる。各種検査・点検を行うことにより使用を許可してほしい。		有効です。
11	本編		22	第3	6	(6)	+		内覧会で使用する住戸を先行して完成 させ、とありますが、通水はなしでよろ しいでしょうか。	ご理解のとおり、通水は不要です。	有効です。
12	本編		24	第3	8				市が行う移転説明会・抽選会の会場は どこか。建築に関わるもの以外の備品 は貴市の準備でよいか。(抽選器・各種 看板・文具等)		有効です。
13	本編		24	第3	8	(1)	イ			関係法令を順守し、仮使用が必要となる場合は認定を受けて下さい。	有効です。
14	本編		26	第3	9	(4)	イ		設計業務の際に、住戸の戸数を変更 する提案とありますが、ここでいう設計 業務とは事業締結後の設計業務でしょ うか。	ご理解のとおりです。	有効です。
15		別紙1	1	第1				暮らしやすい 住宅の整備	日照に関して、"住戸の主たる居住室の開口部が冬至日(8:00~16:00)において概ね2 時間の日照を受けることができるようにすること"とありますが、周辺の建物の影響も加味する必要があるのでしょうか。その場合、周辺建物の位置、高さに関する資料はないでしょうか。	ありません。	有効です。
16		別紙1	1	第1					住宅の設計に関わる指針"第2-2.指針	特にありませんが、要求水準書 別紙1 P12 バルコニー に記載のとおり、足が かりの形状については、市の建築指 導課と協議してください。	有効です。

<u> </u>	シンシュー		<u>^, , </u>	ЭY	1-11						
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
17		別紙1	1	第1				LCCの抑制	足場の設置ができるよう、建物外周2mの範囲には、中高木、フェンス、自転車置場、駐車区画を設置しないようとありますが、建物外周2mの範囲に設置しないとすると、かなり配置計画に無理があります。将来の足場設置計画も含めて提案することとして、建物外周2m以内の範囲にも施設を設置してもよろしいでしょうか。	ない場合は、建物外周2m以内の範囲	有効です。
18		別紙1	1	第1				LCCの抑制	建物外周部2mの範囲に自転車置場や 駐車区画がやむを得ず設置される場 合は、足場の計画を行い、提示すれば よろしいでしょうか。	No16参照。	有効です。
19		別紙1	2	第2				機材・材料等	ること。とありますが住設機器照明(レ	住設機器照明(レンジフード・UB・洗面化粧台)についても原則としてLED照明としてください。	有効です。
20		別紙1	2	第2				構造	将来容易にエレベーターを増設できる ようにするスペースは、1台のエレベー ターで十分満足する建物規模の場合も 設置する必要がありますか。	想定したものであり、増設できるスペー	有効です。
21		別紙1	2	第2				構造	将来容易にエレベーターを増設できる ようにとあるが、階数及び戸数からみ て2台は過剰ではないか。不要とはなら ないか。	No19参照。	有効です。
22		別紙1	2	第2				構造	将来容易にエレベーターを増設できるようにとあるが、狭小地のため、今回エ事で少なくとも基礎工事まで実施しておく必要がある。コスト的にも増となるので不要と出来ないか。	増設にあたっては、植栽や自転車置場	有効です。
23		別紙1	4	第2				住棟出入口 及びエントラ ンスホール	宅配ロッカーを設ける必要はありませ んか。	宅配ロッカーを設ける必要はありません。	有効です。
24		別紙1	4	第2					住棟出入り口は全体を見通せること、 とあるが、「全体」とはどういうことか、 具体的に示してほしい。	集合郵便受等で死角がないようにし、 エントランスホール内を見通せる程度 を想定しています。	有効です。

- <u>. 女</u> .	水小台	書書に	<u> </u>	つ貝	<u> [i] </u>	<u> 凹台</u>					
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
25		別紙1	5	第2				共用廊下	以上の立上りと補助手すり(H800)を設	要求水準書の「・1階共用廊下の外に植栽帯を設ける場合は、土の表面から10cm以上の高低差で立上りを設けること。」の意図は、風雨等により、1階共用廊下に隣接する植栽帯の土や落ち葉等が共用廊下側へ飛動しないよう、植物ます。したがって、その目的を果たすよう、10cm以上の立上りが設けられていれば問題ありません。落下防止用の縦格子やコンクリート壁は、設計内容によりますが、安全上問題がなければ必ずしも必要ではありません。	有効です。
26		別紙1	5	第2				階段·階段室	階段・階段室について、"点検時等には 屋上への出入りが容易にでき、平常時 は屋上への扉を閉鎖管理できるものと すること"との記載がありますが、屋上 点検口の利用は不可ということでしょう か。屋上点検口の利用は容易と判断さ れないのでしょうか。	屋上へはタラップではなく、階段を使用	有効です。
27		別紙1	11	第2				寝室(洋室・ 和室)	"1階住戸は畳を設置しない。"とあります。和室ありの住戸タイプを計画する場合、2階以上の和室を、1階のみ洋室に変える、という考え方でよろしいでしょうか。		おります。」): 有 効です。 後段(「なお、 ~」): 要求水準 書を修正済みで
28		別紙1	12	第2				バルコニー	バルコニーについて、"クーラー用室外機置場が開口部と重ならないようにし"との記載がありますが、バルコニーに面している窓で1ヶ所以上掃出し窓があれば、その他は腰窓にしてもよろしいですか。	窓としてください。要求水準書に「バルコニーに面した外部建具は全て掃出窓とすること。」を追記します。	要求水準書を修正済みです。
29		別紙1	13	第3				ロボットゲート	道路境界からロボットゲートまでが、やむを得ず5mを下回ることは許されますか。	場合は、ゲートの開閉時に路上待機とならないように配慮してください。 要求 水準書を「道路境界からロボットゲート	てください。」):有 効です。 後段(「要求水準
30		別紙1	15	第3				緑地(植栽)	敷地境界線から2mの範囲には高木を とあるが、敷地境界は道路境界とは別 と考えてよいか。	ご理解のとおりです。要求水準書を「隣地境界線から2mの範囲には」に修正します。	要求水準書を修 正済みです。
31		別紙1	16	第4				屋根、屋上		本市の市営住宅の標準的な仕様に基づくものです。	有効です。
32		別紙1	16	第4				屋根、屋上	屋上(外断熱仕様は不可)とされる理 由をお聞かせください。	No30参照。	有効です。

<u>. 安.</u>	<u> 水水斗</u>	書言に	関す	る質	問[<u>미쯤</u>	•				
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
33		別紙1	17	第5				玄関(踏込)、 洋室、和室、	居室は原則、乾式二重床下地とすることとありますが、二重床とすると階高が 上がり建物高さも高くなるので、遮音対 策に配慮した上で直床を採用してもよ ろしいでしょうか。		有効です。
34		別紙1	18	第6				金属工事	目14.8.2及び14.8.3は公共住宅建設工 事共通仕様書でなく、公共建築工事共	公共住宅建設工事共通仕様書の項目 番号です(公共建築工事共通仕様書に おいても同じ項目番号で記載されてい ます)。	有効です。
35		別紙1	18	第6				金属工事	14金属工事の手すり及びタラップに材料の種類:ステンレスとありますが、タラップの材料をステンレスとし、パルコニー・廊下に用いる手摺や住戸内に設ける手摺は19ページ20ユニットおよびその他の工事に記載のものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	有効です。
36		別紙1	21	第7				基本事項	ケーブル配線において、壁内立下り部は釘打ち等による損傷を受けないよう、また保守が可能となるよう配管工事を施すこと。とありますが二重天井内はケーブル工事で間仕切壁立下げ配線のみ、保護の為配管工事を施す理解で宜しいでしょうか。また配管の材質は合成樹脂可とう電線管(CD管)同等品と考えて宜しいでしょうか。	後段:配管はPF管としてください。	有効です。
37		別紙1	21	第7				受電設備	ポンプ室、屋外灯、駐車場、RT室は個別に計量可能とする事とありますが全	前段:別棟の場合のポンプ室、屋外 灯、駐車場、RT室は、私設計量メー ターでなく、個別の取引メーターとしてく ださい。 後段:電話会社との協議により、電話 引込にRT装置が必要となった場合は、 専用の部屋又はスペースを設けてくだ さい。	有効です。
38		別紙1	21	第7				住宅用幹線	電圧降下は2%以下を目標とありますが、需要率同様に内線規程の基準値(配線の長さに準じる)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	有効です。
39		別紙1	21	第7				住宅用幹線	1住戸当たりの使用電力容量(想定)について、電気調理器分を加算とありますが、容量は電気調理器電源(200V×20A=4kVA)と考えて宜しいでしょうか。		有効です。
40		別紙1	22	第7				通信·情報設 備	通信・情報設備 RT室は不要と判断していますがよろしいでしょうか。	No.36参照。	有効です。
41		別紙1	22	第7				通信·情報設備		入居者が費用負担なく基本チャンネル を視聴できることとし、それまでに要す る費用は本契約に含むこととします。	有効です。
42		別紙1	22	第7				通信•情報設 備	情報・通信設備 テレビ共同受信設備 についてはCATVを導入するとありま すがBS・CS110°アンテナは設置不 要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	有効です。
43		別紙1	23	第8				機器リスト	 照明器具(ダウンライト)LED電球は器 具一体型(非電球交換タイプ)で宜しい でしょうか。		有効です。
44		別紙1	25	第9				給水量	受水槽及び受水槽ポンプ室を設置すること。とありますが敷地を有効活用するため、既設住宅同様に増圧給水方式の採用は不可でしょうか。	増圧給水方式の採用は不可です。	有効です。

<u>′. 安</u>	<u> </u>	書書に	判 9	る貝	间上	<u> 日</u> 合					
No	本編	資料 番号	頁	第1	1	(1)	ア	項目等	平成30年8月3日入札公告時 における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
45		別紙1	25	第9				給水量	本事業の内容であれば、増圧給水方式で問題ないと考えますが(現在も採用)受水槽及び受水槽ボンブ室を設置することとした意図をご教示ください。	管理面で統一を図るためです。	有効です。
46		別紙1	25	第9				排水設備	汚水と雑排水は別系統とすること。とありますが建物下の配管点検ピット内で合流する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	有効です。
47		別紙1	25	第9				排水設備	屋内は汚水と雑排水を別系統とすると 記載がありますが、集合管を用いることで、排水竪管においては合流する計 画としてよろしいでしょうか。	排水竪管においての合流は不可です。	有効です。
48		別紙1	27	第10				給水設備工 事	防火用水槽について、設計仕様一覧に "西宮市消防局と協議の上決定すること" "60㎡×2程度とする"との記載 があります。 一方、開発事業等におけるまちづくりに 関する条例では設置数は0ですが、防 火用水槽は設置すると考えてよろしいですか。また大きさについては明記は ありませんので40㎡で差し支えないと 考えてよろしいでしょうか。 〈開発事業等におけるまちづくりに関する条例〉消防水利の設置数(1未満の端 数は切捨て) 【末広町】 ①開発区域面積1232.67÷基準面積 31000㎡+住戸数34÷56=0.6469 ②開発区域面積1232.67÷基準面積 31000㎡+延べ面積約2116.47÷5000 =0.4630 ①②の内大きい方の数値0.6469の端 数切り捨てで、設置数は0 【分銅町】 ①開発区域面積1180.44÷基準面積 31000㎡+住戸数38÷56=0.7166 ②開発区域面積1180.44÷基準面積 31000㎡+延べ面積約2493.77÷5000 =0.5368 ①②の内大きい方の数値0.7166の端 数切り捨てで、設置数は0	宮市消防局と協議の上決定してください。要求水準書の「60㎡×2程度とする」の記載は削除します。	前段(「〜決定してください。」):有効です。 物段(「〜決定してください。」):有効です。 後段(「要求水水 書〜」):要求水水 準書を修 です。
49		別紙1	27	第10				給水設備工 事	槽が設置されれば不要と考えますがいかがでしょうか?	防局との協議により決定してください。	前段(「〜決定し てください。」):有 効です。 後段(「要求水準 書〜」):要求水 準書を修正済み です。
50		別紙1	28	第10				換気設備工事	す。浴室・洗面所・便所で3室換気扇の	便所は単独での天井扇が必要です。 要求水準書に「単独とすること。」を追加します。	前段(「~必要です。」):有効です。」):有効です。 ま。 後段(「要求水準書~」):要求水 準書を修正済みです。

市営分銅町·末広町住宅整備事業

平成30年8月3日入札公告における「入札説明書等に関する質問回答の公表(平成30年8月24日公表)」 に関する本入札公告での考え方について

3. 提案様式集に関する質問回答

<u> </u>						
No	提出書類 一覧	様式 番号	項目等	平成30年8月3日入札公告時における質問内容	平成30年8月24日公表の回答	本入札公告での 回答の考え方
1		4-2	 -	に合算した金額を入力するものでよろしいでしょう	ご理解のとおりですが、添付書類の各項目の費用 の積算根拠に関する資料には、項目ごとに各棟の 費用の内訳を示してください。	